

「著作」の操作的定義：NCR と RDA の比較分析

橋詰 秋子（慶應義塾大学大学院）
ahasizume@keio.jp

1. 研究の背景と目的

現在進行中の図書館目録の高度化に関する取組の中で、「著作 (Work)」の概念とそれに基づくナビゲーション機能の向上が重視されている。1997年発表の「書誌レコードの機能要件 (FRBR)」は、書誌レコードが対象とする知的・芸術的活動の成果を、現実に適用可能な形で概念モデル化した。FRBR が提示した、「著作」-「表現形」-「体現形」-「個別資料」という多層的なモデルは、著作を活用した機能向上の取組の端緒となった。

著作に基づく機能向上に、OPAC の FRBR 化がある。これは、体現形レベルにある書誌レコードを著作の単位でグループ化し、検索結果を著作の単位で表示する試みであり、現在までに多くの事例がある。現在の FRBR 化は既存の書誌レコードを使用することが多く、その手法では FRBR 化の精度に問題が残るため、書誌レコードの作成自体に FRBR を導入する取組も進んでいる。AACR2 の後継規則として 2010 年に刊行された *Resource Description and Access (RDA)* はその一例である。RDA は、構築の基盤に FRBR モデルを採用し、著作を典拠コントロールの対象とするなど、著作を重視した内容となっている。2018年3月完成を目指し現在策定作業中の『日本目録規則 2018 年版 (NCR2018)』も、FRBR に基づく内容となる予定である。

現在、著作に関する取組は、理論構築や試行の段階から、書誌レコードの作成という実践的な段階に移っている。しかし、実践的な観点から著作を扱った研究はあまり存在しない。Svenonius は、“実践的な文脈においては、著作の操作的な定義を見ることが有効である。(中略) 2つの資料が同一著作の集合に属するほど似るのはいつか、この質問に答えられれば、抽象的な情報組織化は実行可能な操作に翻訳できる”¹⁾と述べている。本研究では、著作の操作的定義を通じて実践的な観点から著作の現状を明らかにすることを目的とする。書誌レコード作成という文脈を想定し、基礎的ツールである記述規則 (目録規則) を取り上げる。

すなわち、記述規則を分析し、そこに現れる著作の操作的定義を明らかにする。

2. 研究の方法

本研究では、RDA、NCR1987、NCR2018 の 3 つの記述規則を分析の対象とした。RDA は、ウェブのツールキットの形で公開され、毎年、規定の更新がなされている。本研究では、2017 年 5 月にツールキットからダウンロードした規定類を対象とした。NCR1987 は、2003 年刊行の『日本目録規則 1987 年版改訂 3 版』を、NCR2018 は 2017 年 2 月にウェブ公開された「全体条文案」とその関連文書²⁾を対象とした。

研究の目的を具体化する、研究課題を設定した。

- ① 同一著作集合の形成という観点から、各規則を分析・比較する
- ② 著作の境界線という観点から、各規則を分析・比較する
- ③ ①②の結果を補足するため、概念定義の観点からも各規則を分析・比較する
- ④ ①②③を踏まえ、各規則の操作的定義の特徴を整理・考察する

3. 分析・比較の結果

3. 1 同一著作集合の形成

体現形レベルの書誌レコードを著作の単位でグループ化すること (同一著作集合の形成) につながる規定を分析した。

(1) RDA

同一著作集合の形成を目的とする規定に「著作に対する典拠形アクセスポイント」[6.27.1]が存在する。同アクセスポイントは、結合形 [「創作者 (Creator)」+「著作の優先タイトル」(+識別要素)] と単独形 [「著作の優先タイトル」(+識別要素)] の 2 つの構築パターンがある。「創作者」は“著作の創作に責任を有する者”、「著作の優先タイトル」は“著作を特定するために選ばれたタイトル”で、どちらも著作の属性として記録する書誌的要素である。構築パターンの選択は、資料

がもつ「著者性 (authorship)」の種類によってケース分けされている。具体的には、[1]創作者が一人の著作、[2]共著作、[3]複数の創作者をもつ編集物、[4]改訂・改作、[5]既存著作に注解・解説・図等を追加したもの、[6]創作者が不明な著作、の6ケースについて個別に規定化されている。

以上から、RDA は、著作の責任者と著作を特定するタイトルの組み合わせにより、同一著作集合の形成を実現させる「著作の同定識別要素」を構築していることが分かる。この要素の構築に当たって、書誌レコードの作成者は著作がもつ著者性の種類を見極める必要があり、そこから、著者性の重視という RDA の操作的定義の特徴が読み取れる。この著者性の重視は、英米の目録規則を分析し記述目録法の原則を明らかにした Lubetzky の論稿³⁾でも指摘されている。それを踏まえると、著者性の重視は、RDA 特有の特徴ではなく、英米の規則に共通するものといえる。

(2) NCR1987

任意規定の「統一タイトル」[26 章]のみが、同一著作集合の形成につながる規定である。その構築方法には、RDA と類似する 2 パターンが示される〔結合形：著者名+統一タイトル、単独形：統一タイトル〕。適用範囲は、無著者名古典、聖典、音楽作品のみで、全著作に適用可能な RDA と比べると非常に限定的である。すなわち、NCR1987 では全著作の集合形成は不可能である。

(3) NCR2018

NCR2018 の策定方針に、RDA との相互運用性を確保することと、NCR1987 とそれに基づく目録慣行に配慮することが含まれている。それ故、NCR2018 には同一著作集合の形成につながる規定として RDA と同様の「著作に対する典拠形アクセスポイント」[22 章]があり、RDA と同様の範囲で同一著作集合の形成ができる。ただし、前規則への配慮の方針から RDA と異なる部分も存在する。同アクセスポイントにおいては、優先タイトルを基礎として構築することと結合形の結合順序を定めない、つまり RDA のように創作者を第一要素に規定しない点が RDA と異なる。これらの相違から、NCR2018 には著者性でなく、タイトルを重視する特徴があると考えられる。

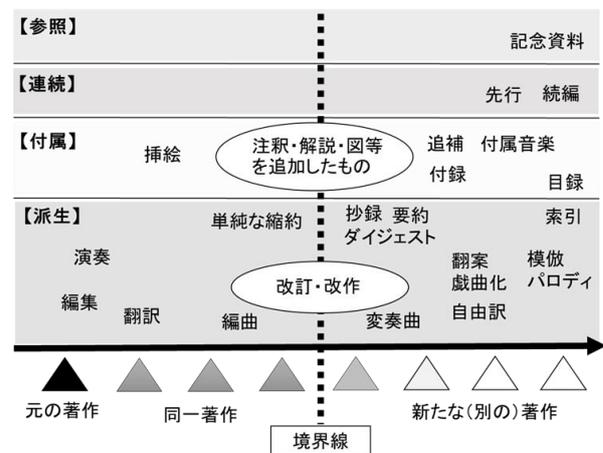
3. 2 著作の境界線

同一著作集合の形成は、2つの関連する資料(体

現形)が同じ著作に属するかの判断が一貫して行われることが前提となる。一貫した判断のためには、ある著作と他の著作の「境界線」が明確化されることが重要である。これまで、著作の境界線の研究は、“2つ以上の資料あるいは著作のつながり”と説明される「書誌的関連」の研究の中で扱われてきた。Tillett は 24 規則を分析し、規則に現れる書誌的関連を 7つの分類タイプに整理するとともに、その一部を著作の境界線を示す図として整理した。⁴⁾本研究では、Tillett の研究を参考に各規定を分析し、結果を、境界線を示す図に整理した。図では、Tillett の分類タイプを援用して規則に現れる書誌的関連をカテゴリ化した。

(1) RDA

境界線に関する書誌的関連は、「著作に対する典拠形アクセスポイント」や「著作及び表現形に関する関連指示子」[付録 J]、「創作者に関する関連指示子」[付録 I]から読み取ることができた。結果を第 1 図に整理した。関連指示子からは多数の書誌的関連が抽出できたが、主要なもののみ図示した。



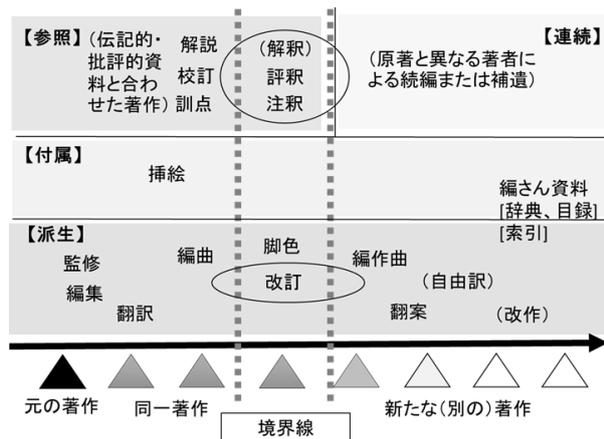
第 1 図 RDA の著作の境界線

図への整理を通じて明らかとなった RDA の境界線の特徴は、次のとおりである。①元の著作の表現形式や手段を変更したもの(〔編曲〕〔翻訳〕)は元の著作と同じ著作と見なすが、修正が知的・芸術的活動に大きく影響している〔変奏曲〕〔翻案〕〔パロディ〕は新たな著作と見なされる。②〔単純な縮約〕と〔要約〕〔ダイジェスト〕の扱いが区別されるなど、元の著作からの変更の程度が同一著作と見なすかどうかの判断に影響する。ただし、この「程度の判断基準」は、規定の中で十分に明文化され

ず例示のみが示されている。③「著作に対する典拠形アクセスポイント」の構築においてケース分けされ独立した規定となっていた[改訂・改作]と[既存著作に注解・解説・図等を追加したもの]は、どちらも機械的な判断ができず、レコード作成者による個別事例ごとの判断が必要な書誌的関連である。例えば、「改訂・改作」は、元の著作の性質や内容に“実質的な変化”があった場合は新しい著作を見なすと規定されている。そのため、元の著作と同じ著作と見なすかどうかの決定はレコード作成者の判断次第で異なる結果となる。

(2) NCR1987

前述の「統一タイトル」では十分な分析ができないため、著者標目や責任表示に関する諸規定[単一記入制目録のための標目選定表(標目付則2)、責任表示とするものの範囲[1.1.5.1]、著作への関与のしかたによる標目の選定[23.1.1]]を分析し、第2図に整理した。



第2図 NCR1987の著作の境界線

NCR1987の境界線の特徴は次のとおりである。①[自由訳][改作]など、付則のみに現れる書誌的関連[図で()を付したもの]が存在する。付則にはレコード作成者の個別事例ごとの判断を要する規定が含まれているが、本則中にはない。②[脚色]は、本則[23.1.1, 1.1.5.1]の扱いに矛盾がある。[改訂]については、本則では、表現形・体现形レベルの変更である「版」に関する用語として扱われているため元の著作と同じ著作と見なせるが、付則ではレコード作成者の判断が必要なケースとされている。これら[脚色][改訂]では著作の境界線が揺れていると考えられ、ここからNCR1987には、

何を同じ著作と捉えるかという操作的な判断基準が固定化されていない部分があるといえる。

(3) NCR2018

RDAと同じく「著作に対する典拠形アクセスポイント」と「関連指示子」[付録C]から、境界線に関係の深い書誌的関連が読み取れる。現時点でのNCR2018の関連指示子は、RDAの当該部分の日本語訳がそのまま用いられている。そのため、そこから読み取れる境界線はRDAと同様である。(境界線の図は省略)

3.3 概念定義

これまでの操作的定義の議論の補足に、用語解説などの概念定義に相当するものを分析した。

(1) RDA

用語集において、著作は、FRBRの概念定義に基づき“個別の知的・芸術的創造、すなわち知的・芸術的内容”と定義されている。「著作」という用語は、規定中はもちろん、規則を構成する章見出しでも使用されている。すなわち、RDAでは、FRBRの概念定義に沿った「著作」という用語が不可分な形で規則に組み込まれているといえる。

(2) NCR1987

用語解説において著作は、“通常、個人または団体による、知的・芸術的創造の結果で、文字、記号、図形等で表現され、記録されることによって具体化しているもの。タイトルを有することで、一つの実体として扱うことができる。”と定義されている。この定義には、FRBRの著作と表現形の両方の内容が含まれており、ここにNCR1987の著作がFRBRには基づいていないことが表れている。

また、RDAやFRBRにはない“タイトルを有する〜”という内容を見ると、NCR1987ではタイトルの存在が著作成立のキーとなっていると考えられる。しかし一方で、本則には“固有タイトルを有する単行資料や継続資料”が書誌記述の対象となるという規定が存在する。書誌記述は一般に体现形レベルと捉えられるため、この本則の規定はタイトルで範囲決定するものが体现形であることを示していると考えられる。以上のような用語解説と本則の相違は、タイトルで範囲決定するものが著作なのか体现形なのか不明瞭であることを示唆している。ここから、NCR1987の特徴として著作と体现形の未分化が見いだせる。これは、

FRBRのない時代に策定されたNCR1987の特質と考えられる。

本則には「著作」という用語が含まれる規定が6つ存在する(例:責任表示の著作への関与を示す役割語)。ただし、これらの規定は同一著作集合の形成につながる規定(統一タイトル)とは関係付けられていない。すなわち、NCR1987の「著作」の用語は同一著作集合の形成という操作的定義とつながっていないといえる。

(3) NCR2018

概念定義に相当する用語集は現時点では未公開だが、RDAとの相互運用性を確保するという策定方針から、NCR2018はRDAと同じFRBRに基づく概念定義を採用しているといえる。

ただし、個別の規定をみると、前規則から引き継がれた「書誌階層」に、RDAとの相違がある。「書誌階層」とは、書誌レコード内の要素を、全体とそれを構成する部分という「全体部分関連」を有する3つのレベルに分けて捉えるものである。例えば、集合レベル=シリーズ、単行レベル=単行書、構成レベル=単行書の各章、という3レベルが設定できる。NCR2018の書誌階層は、体現形レベルの「全体部分関連」と規定されている。他方、RDAでは「全体部分関連」を、著作/表現形/体現形/個別資料の各レベルに存在する書誌的関連と捉えており、特にシリーズは著作レベルの関連として規定されている。RDAのこうした扱いを踏まえると、書誌階層が示す全体部分関連には、体現形レベルの関連だけでなく著作レベルのものも含まれていると考えるのが妥当である。NCR2018の規定が体現形レベルの関連のみに言及し、著作レベルの関連への言及がないことは、前規則の特徴であった体現形と著作の未分化が残っていることの表れであると考えられる。

4. まとめ

本研究では、RDA、NCR1987、NCR2018を分析し、著作の操作的定義を明らかにした。これまでの結果を整理し、各規則の特徴を考察する。

【RDA】

同一著作集合の形成につながる「著作の典拠形アクセスポイント」の規定が、FRBRに基づく著作の概念定義をその操作的定義に有機的につないでいると考えられる。著作の同定識別要素の構築

では、著作がもつ著作権性が重視されている。ある著作と他の著作の境界線をどこに引くかの判断は固定化されているが、[改訂・改作]など、レコード作成者による個別事例ごとの判断が必要なケースも存在している。

【NCR1987】

同一著作集合の形成につながる規定(統一タイトル)は、非常に限定的に適用されるため、全著作の集合形成は行えない。著作の境界線の判断は固定化されておらず、判断基準に曖昧な部分がある。FRBRに基づいていないため、著作と体現形は未分化の状態であると捉えられる。NCR1987の「著作」の用語は同一著作集合の形成という操作的定義とつながっていないといえる。これらは、FRBR成立以前に構築されたNCR1987の特質と考えられる。

【NCR2018】

RDAとの相互運用性の確保という策定方針から、全般的にはRDAと同様の形で同一著作集合の形成が実現できる。ただし、著作の同定識別要素の構築におけるタイトルの重視など、前規則からの継続性に配慮する方針を受けた部分で、RDAとは異なる特徴が見いだせる。また、前規則から引き継いだ「書誌階層」に、前規則の特徴である著作と体現形の未分化が残っているといえる。

参考・引用文献

- 1) Svenonius, Elaine. The intellectual foundation of information organization. Cambridge, MIT Press, 2000, 255p.
- 2) 日本図書館協会目録委員会. 「日本目録規則(NCR) 2018年版」(仮称). <http://www.jla.or.jp/committees/mokuroku/tabid/643/Default.aspx>, (accessed 2017-09-15).
- 3) Lubetzky, Seymour. Principles of cataloging. final report. phase I: descriptive cataloging. 1969, 124p. <https://eric.ed.gov/?id=ED031273>, (accessed 2017-09-15).
- 4) Tillett, Barbara. Bibliographic relationships: toward a conceptual structure of bibliographic information used in cataloging. university of california, 1987, Ph.D. dissertation.